

**北塩原村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年3月

北塩原村教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・・・ 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・ 4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

北塩原村で働く教育職員の時間外在校等時間、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働き方等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うもの。

(2) 北塩原村の現状

北塩原村では、令和3年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「北塩原村立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取り組みの結果、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 31 時間	22.8%	3.4%
中学校	月 41 時間	40.5%	4.8%

時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が 20%以上であった。教育職員の業務は、授業準備に加え、各種報告書の作成や校務分掌による業務、部活動指導等により、日常的に業務負担が大きくなっているため、人的措置の拡充や部活動の地域連携を行うことにより、教育職員の業務に、教育の質向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
 - ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標
- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を12日以上にする。
- ※令和6年度実績 11.4日

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間とする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

▶ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。見守り隊などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

▶ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取については、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

▶ 調査・統計等への回答

- ・ 調査内容や回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

▶ 部活動

- ・ 令和9年度中に、原則、休日のすべての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図っていく。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

▶授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業を補助する、学習支援員・スクールサポートスタッフの配置を促進する。
- ・ICT等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

▶支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・支援を要する児童生徒の支援のため、引き続き支援員を配置する。

エ その他の取組

- ・毎月教育委員会へ提出する「時間外勤務の状況調査報告」を活用し、教育職員一人一人の在校等時間を客観的に把握する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編制されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、制等時間及び頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境改善を推進する。
- ・学校閉庁日を設定する。

(4) 取り組むにあたっての留意事項

取り組むにあたっての留意事項は、以下のとおりとする。

- ・本計画に定める目標達成のために、授業など教育課程内の学校教育活動で真に必要なものをおろそかにすることや、実際の時間と異なる出退勤時間を記録しないこと。
- ・自宅等に持ち帰って業務を行わないこと。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、村のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本村で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取り組みを実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治回答に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。